

精神科医療機関における市民主導型人権保障活動の発足過程

— 京都・滋賀精神医療人権センターの事例調査(1969-1988) —

○ 大阪人間科学大学 吉池 毅志 (8051)

[キーワード] 精神科医療、人権保障、市民運動

1. 研究目的

わが国における精神科医療関連法の改正や精神科病院の変化は、病院不祥事事件への市民運動による影響が少なくない。密室性により患者の声が外部に届きにくい精神科医療現場において、市民運動が果たすアドボカシーの役割と効果を明らかにすることが期待されている。本研究は、精神科病院を対象とした市民主導型人権保障活動の展開について、全国的な活動史を明らかにすべく各地の実践を比較調査し、その活動過程の解明を目指している。今回の研究報告では京都・滋賀精神医療人権センターの事例を取り上げ、人々が多様な問題に対峙する中でいかなる認識で活動を展開したか、その発足過程を明らかにした。

2. 研究の視点および方法

精神科医療分野における市民運動に関して研究された先行研究は乏しい。市民運動に携わる人々が発信してきた文書(設立趣意書、機関紙等)、精神科医等から提供された文献資料(会議ノート、個人メモ、手紙、その他各種関連グループの活動記録等)、及び関連領域の雑誌(「精神医療」誌、その他)をもとに、精神科医療における人権保障の視点から市民運動史を整理した。さらに、活動の中心となった人々の着眼点、状況認識、それに伴った行動に焦点を当て、京都・滋賀精神医療人権センターの活動に関与した主な人々6名への半構造化面接法によるグループ・インタビュー調査を、2014年3～4月に計3回実施した。調査結果は、山下(2008)、及び有末(2012)による研究手法を参考にし、文献資料とインタビューデータを分析し、活動の発足における人々の状況認識と選択行動を整理した。

3. 倫理的配慮

本研究において、既刊行資料および文献等の分析については、日本社会福祉学会研究倫理指針を遵守した。インタビュー調査についても同指針を遵守し、調査同意書の作成、研究成果公表時の同意等を徹底して報告する。

4. 研究結果

■設立前史 —背景となる4つの集合行動—

69年に十全会ピネル病院の退職者が京都の「社会福祉問題研究会」に医療実態を伝えたことが発端となり、70年に「十全会を告発する会」が結成され、医療法人十全会に対する「①十全会糾弾闘争」が始まった。76年に「②前進友の会」は10人ほどの患者で結成され、レクレーションや十全会告発の活動を展開した。A医師は78年に「③プシ共闘(精神科医全国共闘会議)」・評議会(京大精神科評議会)に加わり、「前進友の会」と出会う。

A 医師は、勤務先の B（岩倉病院）院長から、反十全会等の運動を担うことを託された。「前進友の会」の活動は、78年に「④反十連（反十全会市民連合）」結成に至る。当事者の C 氏は「前進友の会」として反十連に加わる。一方、プシ共闘の精神科医と「反法連（反戦法律家連合）」の弁護士らは反保安処分の勉強会を重ねており、その若手勉強会で A 医師と D 弁護士は出会い、そこに「病」者集団の立場で C 氏が参加していた。85年には、E 医師、F 医師が、評議会に加わったことを契機に反十連に参加している。

5. 考察

■設立の要因 一設立に大きく関与した、主たる7つの要因一

①反十全会運動の発展的展開の流れ

十全会の医療が精神科から高齢者医療に移る中、反十連では従来運動のみでは展望が開けないことが危惧され、運動の引き継ぎと目標設定が課題となり、十全会だけではなく、精神病院全体を視野に入れた活動の必要を認識していた。反十連は十全会裁判において人権侵害の認定問題に対峙し、その収束後に、A 医師が人権センターの設立を表明した。当時人権センターの設立は、反十連の発展的解消という側面をもっていた。

②第二次 ICJ 調査団の受け入れ準備と勉強会

D 弁護士は88年4月の第二次 ICJ 調査団来日の受け入れに関与し、東京・大阪・岡山などとの繋がりを持ち、東京の G 弁護士・H 氏らと頻回に準備を重ねていた。調査団の来日は、関西の十全会系三病院や北錦会系三病院に焦点を合わせられていた。

③東京精神医療人権センターからの設立要請

86年に東京精神医療人権センターを設立した G 弁護士・H 氏らは、イギリスのマインドのような組織を全国につくる構想を持ち、京都での人権センター設立を求めた。従来活動の展望がない中で、東京と大阪で開始された活動は、具体的な活動イメージとなった。

④精神保健法施行による新たな展開の契機

88年7月1日から精神保健法が施行され、弁護士の面会・電話設置が義務となり、新たな法的基盤に基づいて人権を守る市民活動の展開が期待されていた。

⑤精神保健法の不備に対峙する活動の要請

新設された精神医療審査会の機能不全に対する活動が必要とされ、精神医療審査会に関与していた I 医師、J 弁護士から、人権センターの設立を求められていた。

⑥滋賀県における運動との合流

当時、大津赤十字病院に勤務していた F 医師は、「保安処分に反対する市民の会滋賀県民会議」に参加しており、同病院医師や県職員らに設立の参加を呼びかけていた。

⑦精神病院労働組合協議会の参加

岩倉病院、長岡病院等、複数の精神病院組合員の参加や支援があった。

考察の結果、上記の主たる4つの集合行動、主たる7つの経緯を経て、1988年7月3日に京都・滋賀精神医療人権センターは設立に至ったことが明らかとなった。